

利用者の暮らしの不安と地域福祉の人材不足

理事長 西田 良枝

自立支援法が本格的に施行されて約一年。いろいろな問題点、足りないこと…などあっても、できた制度を利用していくことが、地域で生活するためには必須のわたしたち（ここでは障害を持つ娘とそれを育てる私）は、まずは利用してみる、という選択肢になります。利用する中から制度の見直しにつながる意見も出てくるはずで、それらを伝えられるように検証していこう、と思っていました。

それは、もう一方の立場、制度でのサービスを提供する事業所としても、同じです。混乱の中、新しい制度に移行し、利用者さんにサービスを提供しながら、いろいろなことが実際に見えてきました。

利用したくても利用できない

つい最近のとある会議で、障がい福祉課にサービスの支給決定量に対してのサービスの消化率を聞いてみました。

結果は、身体障害の居宅支援が50%、重度訪問が50%、行動援護は64.5%、精神障害は20%、知的障害は精神障害よりさらに低い数値であるが不明、との回答がありました。行動援護の消化率が高く感じるかもしれませんが、実際は、支給決定されて「とも」でサービス提供している人はサービス利用計画に沿ってサービス提供させていただくのでほぼ100%のサービスを受けられています。が、「とも」が満杯でお断りしなくてはならない方は、まったく利用できないという、偏った状況に陥ってしまっています。

障害者自立支援法のサービスは支給の上限を定めるものではなく、必要な支給量を決定することになっています。つまり、必要なサービス量が支給決定されているのに消化されていないことは、利用したくてもできない、ということにもなります。

今、「とも」として一番悩んでいることのひとつは、ヘルパー不足でサービスを供給できないことです。全体の予約に対して約3分の2はサービスの提供ができていません。

また、地域全体でみても、障害福祉サービス事業を行っ

ている事業所はあっても、行動援護ができる事業所は市内で「とも」しかないこと、知的障害や障害児に対しては、なかなか介護保険事業所にも不安があるようでたくさんサービス提供がされていないこと、24時間365日体制でサービスを提供している事業所がなく、早朝や深夜などの時間帯は事実上「とも」だけになってしまっていることなどの問題があります。行動援護は、サービス提供できるヘルパーの資格要件も、知的障害者の援助経験2年以上等の条件が付けられているので、それを満たすヘルパーはさらに少なく、「行動援護だから受けられない」という状況にもなっています。

地域福祉の人材不足の背景

先日、障害福祉サービスを提供する事業所の会議がありました。が、どこの事業所も「新規の利用者さんは受けられない」「ヘルパーが7名も辞めてしまった」など、人材不足に苦しんでいました。「とも」もちろんですが、どこの事業所もハローワークだけでなく有料の求人誌などをつかって募集をかけても応募がないのだそうです。

ヘルパーとして働く人からは、「男性も家庭を持って安心して働けるくらいの収入がないと、関心はあっても職業としては選べない」という声も複数ありました。この原因は、障害者自立支援法のサービスに対する報酬が低すぎるために、ヘルパーに十分な賃金を支払うことができないことにあります。地域の暮らしに密着しているヘルパー業務は、とても価値のある仕事であり、内容も難しくあらゆる能力を求められる大変な仕事だとずっと考えてきました。とくに、障害者自立支援法はまさに「自立を支援する」ため、一人一人の価値観を背景にした生活を支援するのですから、利用者の数だけ支援の方法があると思っています。利用者である私たちは、地域での暮らしを支えてくれるヘルパーの待遇の改善にも眼を向けて力を尽くしていかないと、サービスの支給決定の数字はあるけど、使えない「絵に書いた餅」になってしまいます。

「とも」の職員たちは、「マンツーマンのケアなので、利用者さんに合わせたケアができる。だから、大変だけ

ど楽しい」といいます。「集団処遇」の場で個別の対応ができず、利用者さんにごまかばかりさせたり、つらい思いをさせたりする側に回らなくて良いことが、たとえ、「4K」の仕事でも唯一「楽」なことなのだと思います。でも、いつまでも、介護や介助を仕事とする人たちの待遇にばかりしわ寄せをするのは、見直さないといけないのではないか、と思います。「とも」でもこの数年「福祉の就職フェア」にブースを出していますが、毎年フェアに参加する学生数が減り、今年は特に劇的な減少でした。福祉の大学を出ても約1割の人しか福祉に就職しないと聞きました。

地域での暮らしを続けるためにはいつもいつも課題がたくさん…とため息が出そうになりますが、最後は、やっぱり、みんなひとりひとりが考えてつながって知恵を出し合い行動していかないと、社会保障制度を抑制しよう

とする大きな渦に巻き込まれたまま…気がつくとも地域でなんて暮らせない…になりそうです。

安心して暮らせる社会に向けて

先日、アメリカの医療問題を描いた「シッコ」という映画を見ました。その中で次のようなセリフがありました。“人はずっと不安の中にいると力を失っていく”のようです。力を失う前に安心して暮らせる社会に向けてなんでもいいから、行動して力を失わないでいられるようにしたいものです。

やっぱり、誰もが安心して暮らせる社会をあきらめたくない、って思います。



平成 19 年度障害者保健福祉推進事業を行うことになりました。

厚生労働省では、障害者自立支援法推進のため、先駆的、革新的な事業に対して助成を行うため、障害者保健福祉推進事業を実施しています。わたしたちは、その中でも地域活動支援センターが重要な役割を果たす事業であると考え、この度、厚生労働省にその調査研究を申請し、事業を受けることができました。地域活動支援センターとは、障害者自立支援法で行われる地域生活支援事業の中の市町村必須事業のひとつで、その事業内容は次の通りです。

……地域活動支援センター……

創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。

I 型・・・医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整・地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発。

II 型・・・機能訓練・入浴等のサービス。

III 型・・・小規模作業所からの移行を想定。

……

◆ 研究事業の概要

1. 事業名

～地域生活支援事業の先駆的・試行的（モデル）推進事業（地域活動支援センター）

2. 地域活動支援センター実態調査

3. 全国の地域活動支援センターの運営実態と、小規模作業所から地域活動支援センターへの事業形態の移行の状況についてアンケート調査します。

調査対象：全国地域活動支援センター I 型、II 型、III 型（100 ヶ所）：小規模作業所（1000 ヶ所）

4. 勉強会の実施

地域活動支援センターは、障がいのある人のエンパワメントを支援する拠点としての役割が重要と考え、次の研修を行います。

・第 1 回勉強会：ソーシャルスキルトレーニング（11 月 19 日）

・第 2 回勉強会：本人支援のための個人総合計画（「個人総合計画から学ぶ障がい者の地域生活」12 月 15 日）

5. 実地調査：全国 3～4 ヶ所（10 月～11 月予定）

6. 自立支援プログラムモデル事業の実施（3～4 プログラム実施予定）

なお、今回の研究事業は、東洋大学ライフデザイン学部教授北野誠一先生に委員長をお願いし、9 名の研究委員にご協力をお願いし進めています。厚生労働省への報告は平成 20 年 3 月です。研究成果は、ホームページなどを通じてご報告させていただきます。

【西田（俊）】

浦安市地域自立支援協議会が発足しました

障害者自立支援法は、障がいがある方の、自立した生活を営む事ができる地域社会をつくる事を目指していますが、その実現のためには地域生活支援の基盤整備が必要となります。

浦安市地域自立支援協議会は、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり」を目指し、医療関係機関、保育・教育機関、障害福祉サービス提供事業所、権利擁護機関、療育関係機関（行政）、企業・商工会議所、公共交通機関、障がい者団体、市民活動団体、委託相談支援事業者、行政機関などの関係機関が、定期的に協議を行うために設置されました。浦安市の委託相談事業者である障がい児・者サポートセンターともは、浦安市障がい福祉課とともに、地域自立支援協議会の事務局を担っています。

地域自立支援協議会で行う具体的な内容は、

- ◆個別の相談事例の検討、及び、個別の相談事例から共通の地域課題への対応策を検討
- ◆関係機関の業務において課題となった事項への対応策を検討
- ◆障がいのある人や家族と関係機関のネットワークづくり
- ◆相談支援事業所の事業等についての検証及び評価
- ◆関係機関が新たに取り組む必要のある地域の課題への対応を検討

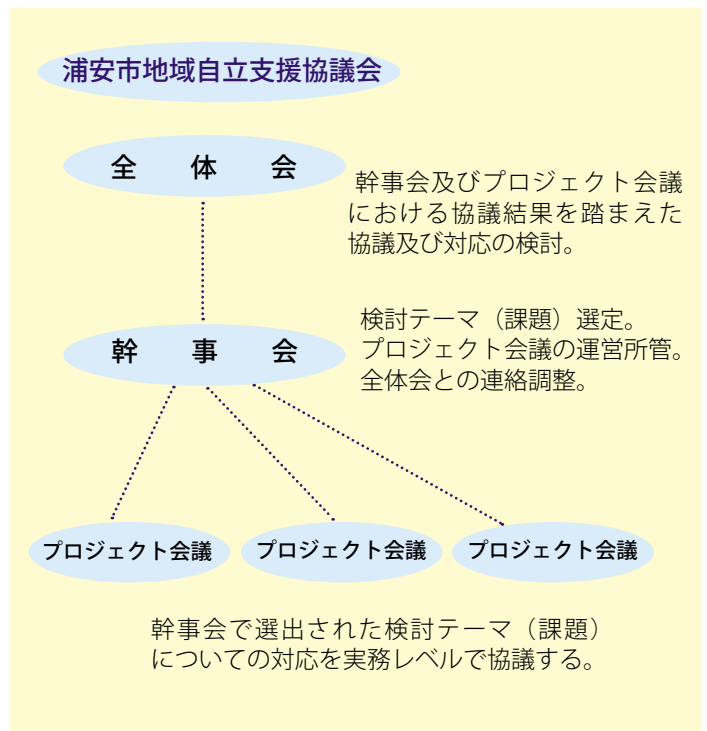
となっています。

地域自立支援協議会は、「全体会」「幹事会」「プロジェクト会議」の3つの部会で構成されます。全体会は、関係機関の代表者等で構成され、幹事会及びプロジェクト会議における協議結果を踏まえた協議及び対応の検討を行います。幹事会は、検討テーマ（課題）を選定し、プロジェクト会議の運営を所管し、全体会との連絡調整を実施します。

プロジェクト会議は、幹事会で選出された検討テーマ（課題）についての対応を実務レベルで協議します。

今年度は、数多く上げられた浦安市の地域課題の中から、幹事会でニーズと優先度の観点で整理を行い、検討テーマ（課題）を「啓発・広報」、「制度・事業所支援」、「就労支援（地域活動支援センター、居住の論点含む）」の3つとすることになりました。現在、これら3つの検討テーマ（課題）についてプロジェクト会議が立ち上がり、浦安市が抱える課題を解決し、誰にとっても住みやすい街づくりを目指し、各種プロジェクトが進行中です。

読者の皆さんには、今後も、地域自立支援協議会の進行状況をお伝えします。【稲垣】



てんかんの勉強会をしました

7月5日は文化会館、9日は総合福祉センターで、順天堂大学附属順天堂病院小児・思春期科の中澤友幸先生をお招きし、てんかんの勉強会を行いました。ともスタッフ、利用者の方々だけでなく、浦安市健康増進課や当事者の会からも参加があり、参加人数は5日が37名、9日が33名でした。先生の分かりやすい説明や、発作のビデオは好評で、熱心にメモを取ったり、質問・相談する参加者の姿が多く見られました。医学的な知識、介護の仕方まで学ぶことができ、大変良い機会となりました。今後も多くの方に参加していただける勉強会を開催したいと思います。【富井】

新評議員・小川先生のご紹介

浦安市の「こども療育センター」で開始以来摂食を担当しております。

「安心して親が死ぬために」という切実な思いで作られた「とも」を最初から応援しておりました。大きい存在になっているということは必要としている人達が多いことなのでしょう。日本の福祉を豊かにするためのお手伝いができたらと思います。

【小川歯科医院院長 小川 伸子】

〈編集後記〉

秋本番をむかえ、お祭りの出店準備をしながら今号を作成しました。“いっしょに楽しく生きる”を実感しています。

【ポボコ】